

随意契約結果書

| | |
|--|--|
| 物品等の名称 及び数量 | 宮崎河川国道事務所別館防水緊急修繕 |
| 契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 大嶋 一範 宮崎市大工2丁目39番地 |
| 契約締結日 | 令和 6年 8月 2日 |
| 契約の相手方の 氏名及び住所 | 株式会社彩美社 宮崎県宮崎市大島町高崎4332番地 |
| 契約金額 (消費税及び地 方消費税含む) | ¥2,200,000- |
| 予定価格 (消費税及び地 方消費税含む) | ¥2,200,000- |
| 随意契約による こととした理由 | 別紙のとおり |
| 備 考 | |

随意契約理由書

1. 件 名 宮崎河川国道事務所別館防水緊急修繕
2. 履 行 場 所 宮崎市大工2丁目39番地
3. 随意契約の相手方 名 称:株式会社彩美社
住 所:宮崎市大島町高崎4332番地
電話番号:0985-28-4164
FAX 番号:0985-26-7671
4. 随意契約適用法令 会計法29条の3第4項及び予決令102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該業務の目的

宮崎河川国道事務所別館の屋根防水の修繕を行うことを目的とする。

2) 当該業務の内容

別館B棟の屋上及び外壁の一部から漏水が発生したことをうけ、調査をおこなった結果、屋上防水や外壁の一部に破損や劣化があることが分かった。会議室等への漏水も発生しているため緊急で修繕を実施するものである。

3) 随意契約に付する理由

現在の状況を放置しておく、さらに漏水の範囲が広がり、天井材が落下する恐れがあり、人的被害が起きる可能性があるほか、漏水している範囲も広がり執務室への被害の可能性も考えられるため緊急的な対応が必要不可欠である。

防水修繕を行うための契約相手方の選定にあたり、複数の業者に聞き取りを行ったが、修繕のために必要な技能を持ち、かつ、緊急かつ速やかに修繕対応ができる唯一の者は、令和5年度に防水修繕を実施している「(株)彩美社」であった。

よって、「(株)彩美社」が本業務を行う唯一の相手方と判断し、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行い本業務の円滑な遂行を図るものである。

(随意契約理由書作成者)
宮崎河川国道事務所
総務課長